公益財団法人アルカンシエール美術財団

定　　款

第１章　総　　則

（名　称）

第１条　この法人は、公益財団法人アルカンシエール美術財団（英文表記の場合には Foundation Arc-en-Ciel)と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を東京都品川区に置く。

（２）この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（公告方法)

第３条　この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第２章　目的及び事業

(目　的)

第４条　この法人は、美術館を運営する事業を行い、美術に関する国際交流を促進することにより、我が国現代美術の育成、発展に資すると共に、ひろく優れた美術作品を紹介して一般の人々の美術に対する意識の高揚を図り、もって我が国芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

（事　業）

第５条　この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

（１）事業

１．美術に関する展覧会、講演会、研究会等の開催

２．美術作家及びその研究等の国際交流の機会提供

３．美術に関する情報、資料の収集及び提供

４．美術作家に対する育成、援助

５．美術館の設置及び運営

６．機関紙及び美術に関する出版物の刊行と販売

７．収蔵美術品の貸出及び写真掲載等の協力

８．その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（２）前項第１号に規定する事業を行う活動区域は、東京都内及び群馬県内とする。

第３章　資産及び会計

（資産の構成）

第６条　この法人の資産は、次のとおりとする。

１．移行認定時の財産目録に記載された財産

２．寄附金品

３．資産から生ずる収入

４．事業に伴う収入

５．その他の収入

（基本財産）

第７ 条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第１及び別表第２の財産は、この法人の基本財産とする。

（２）別表第２の財産は、公益社団法人及び公益財団の認定等に関する法律第５条第１６号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

（基本財産の維持及び処分）

第８条　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（２）やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき、又は担保に提供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

（財産の管理及び運用）

第９条　この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行い、その方法は、理事会の議決を経て定める財産管理運用規程によるものとする。

（経費の支弁）

第 10 条　この法人の事業遂行に要する経費は、その他の財産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）

第 11 条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

（２）前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（３）理事長は、第１項に規定する書類を毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第 12 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後　理事長は、次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第１号及び第２号の書類についてはその内容を報告し、第３号から第６号までの書類については承認を受けなければならない。

１．事業報告

２．事業報告の附属明細書

３．貸借対照表

４．損益計算書（正味財産増減計算書）

５．貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

６．財産目録

（２）前項の書類のほか、次に掲げる書類を主たる事務所に５年間、従たる事務所に３年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

１．監査報告

２．理事及び監事並びに評議員の名簿

３．理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

４．運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（３）理事長は、毎事業年度の経過後３ヶ月以内に、財産目録等（定款を除く）を行政庁に提出しなければならない。

（４）この法人は、法務省令で定めるところにより、定時評議員会の終結後遅滞なく貸借対照表を公告しなければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第 13 条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律施行規則第４８条の規程に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第２項第４号の書類に記載するものとする。

（長期借入金、財産の処分、義務の負担等）

第 14 条　この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席した理事の３分の２以上の議決を経なければならない。

（２）この法人が重要な財産を処分する場合又は譲り受ける場合、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとする場合は、前項と同様の手続きを経なければならない。

（会計の原則）

第 15 条　この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の基準その他の公益法人の会計の慣行に従うものとする。

（事業年度）

第 16 条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

第４章　評議員

（定　数）

第 17 条　この法人には、評議員３名以上１０名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第 18 条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第１７９条から第１９５条までの規定に従い、評議員会において行う。

（２）　評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければなら

ない。

１．各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

２．　他の同一の団体（公益法人をのぞく。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の３分の１を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

二　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

(1)　国の機関

(2)　地方公共団体

(3)　独立行政法人通則法第２条第１項に規定する独立行政法人

(4)　国立大学法人法第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

(5)　地方独立行政法人法第２条第１項に規定する地方独立行政法人

(6)　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第４条第１５号の規定の適用を受けるものをいう。）又は、認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（３）　評議員は、当法人又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（任 期）

第 19 条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

（２）任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

（３）評議員は、第 17 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第 20 条　評議員は、無報酬とする。

（２）評議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

第５章　評議員会

（構　成）

第 21 条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権　限）

第 22 条　評議員会は、次の事項について決議する。

１．理事及び監事の選任又は解任

２．理事及び監事の報酬等の額

３．評議員に対する報酬等の支給の基準

４．貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認

５．定款の変更

６．残余財産の処分

７．基本財産の処分又は除外の承認

８．その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開　催）

第 23 条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招　集）

第 24 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

（２）評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議　長）

第 25 条　評議員会の議長は、当該評議員会において評議員の中から選出する。

（決　議）

第 26 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（２）前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

１．監事の解任

２．評議員に対する報酬等の支給の基準

３．定款の変更

４．基本財産の処分又は除外の承認

５．その他法令で定められた事項

（３）理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 31 条第１項に定める定数を上回る場合には過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第 27 条　理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第 28 条　理事が評議員の全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第 29 条　評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

（２）議長及び出席した評議員の中から選出された１名以上の議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

（評議員会運営規則）

第 30 条　評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則によるものとする。

第６章　役員

（役員の設置）

第 31 条　この法人には次の役員を置く。

１．理事３名以上１０名以内

２．監事３名以内

（２）理事のうち１人を理事長とし、１人を常務理事とする。

（３）前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第９１条第１項第２号の業務執行理事とする。

（役員の選任）

第 32 条　理事及び監事は、評議員会の決議により選任し、理事長及び常務理事は理事の中から理事会の決議により選定する。

（２）監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（３）理事のうち、理事のいずれか１名と、その配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

（４）他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の３分の１を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第 33 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

（２）理事長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。常務理事は、理事会において定める職務権限規定により、この法人の業務を分担執行する。

（３）理事長及び常務理事は、毎事業年度に４ヶ月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 34 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

（２）監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（３）監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

（４）監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

（５）監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

（６）監事は、第４項に規定する場合において、必要があると認めるときは理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

（７）前項の規定による請求をした日から５日以内に、その請求をした日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

（８）監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（役員の任期）

第 35 条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

（２）補欠又は増員により選任された理事の任期は、その選任時に在任する理事の任期の満了すべき時までとする。

（３）監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

（４）任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期の満了する時までとする。

（５）理事又は監事は、第３１条１項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 36 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

１．職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

２．心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第 37 条　理事及び監事は、無報酬とする。

（２）役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

（３）前２項に関する必要な事項は、評議員会の議決を経て定める。

（４）第１項に定める支給基準は、公表するものとする。

（競業及び利益相反取引の制限）

第 38 条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

１．自己又は第三者のためにする当該法人の事業の部類に属する取引

２．自己又は第三者のためにする当法人との取引

３．この法人が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利害が相反する取引

（２）前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第７章　理事会

（構　成）

第 39 条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第 40 条　理事会は、次の職務を行う。

１．この法人の業務執行の決定

２．理事の職務の執行の監督

３．理事長及び常務理事の選定及び解職

（２）理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

１．重要な財産の処分及び譲受け

２．多額の借財

３．重要な使用人の選任及び解任

４．従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

５．理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

（種類及び開催）

第 41 条　理事会は、定時理事会と臨時理事会の２種類とする。

（２）定時理事会は、毎事業年度２回以上開催する。

（３）臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

１．理事長が必要と認めたとき。

２．理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。

３．前号の請求のあった日から５日以内に、その請求のあった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

４．第３４条第６号又は第７号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集するとき。

（招　集）

第 42 条　理事会は、理事長が招集する。

（２）理事長が欠けたとき又は、理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

（議　長）

第 43 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠けたとき又は、理事長に事故があるときは、常務理事がこれに当たる。

（決　議）

第 44 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第 45 条　理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第 46 条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

（２）前項の規定は第３３条第３項の規定による報告については、適用しない。

（議事録）

第 47 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

（２）出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

（理事会運営規則）

第 48 条　理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 49 条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

（２）前項の規定は、この定款の第４条及び第５条及び第１８条についても適用する。

（３）前２項の変更を行ったときは、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（解　散）

第50条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 51 条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取

消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 52 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　事務局

(事務局)

第 53 条　この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

（２）事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

（３）事務局長の選任及び解任については、理事会の承認を経なければならない。

（４）前項以外の職員は、理事長が任免する。

（５）事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

（書類の備置き及び閲覧等）

第 54 条　この法人の主たる事務所には、常に次に掲げる書類を備え置かなければならない。なお、備え置くべき期間につき法令等に定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

１．定款

２．理事、監事、評議員及びその他の職員の名簿及び履歴書

３．事業計画書

４．収支予算書

５．貸借対照表

６．正味財産増減計算書

７．財産目録

８．収支計算書

９．事業報告書

10．監査報告書

11．理事会及び評議員会の議事録

12．公益認定法第５条第１３号に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類

13．その他必要な書類及び帳簿

（2）前項各号の書類の閲覧等については、理事会の議決を経て、別に定める情報公開に関する規則等によるものとする。

第１０章　補　則

（委　　任）

第 55 条　この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な各種規則の制定、変更及び廃止等の事項は、理事会の決議を経て定める。

附　　則

１．この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２．一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益財団法人の設立の登記を行ったときは、第１６条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

３．この法人の最初の代表理事は原俊夫、常務理事は柳谷圭政とする。

４．この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

原　　直　道
本　田　　親　彦
秦　　郷 次 郎
F. ロイ・ロックハイマー
大　林　　剛　郎
佐　藤　　陽一郎

別表第１　基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）

財産種別	場所・物量等
基本財産	
１．美 術 品	絵画２０５点、彫刻４４点、工芸２３点、書蹟９点、版画１６９点、写真１０５点、映像２２点、ビデオテープ５１点、その他（インスタレーション等）７１点 平成２２年３月３１日以前取得
２．定期預金	三菱東京 UFJ 銀行京橋支店　定期預金
３．特定資産	三菱東京 UFJ 銀行京橋支店　普通預金

別表第２　公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産

財産種別	場所・物量等
特定の財産	
１．美 術 品	絵画５２点、彫刻６点、工芸１点、書蹟１点、その他３点 平成２２年３月３１日以前取得

令和元年 5 月 31 日改訂

役 員 名 簿

令和 5 年 3 月 31 日現在
（50 音順）

評議員

氏　　名	常勤・非常勤　　役職
麻　生　和　子	非常勤
大　林　剛　郎	非常勤
佐　藤　陽　一　郎	非常勤
徳　川　義　崇	非常勤
原　　直　道	非常勤
丸　山　剛　郎	非常勤

理事

氏　　名	常勤・非常勤　　役職
原　　俊　夫	常　勤　理事長
原　　洋　子	常　勤　常務理事
國　生　　肇	非常勤
坂　本　　正	非常勤
平　野　信　行	非常勤
安　田　　信	非常勤

監事

氏　　名	常勤・非常勤　　役職
千　葉　雄　二	非常勤
野　嶋　慎一郎	非常勤

令和４年度 事業報告書

令和４年４月　１日から
令和５年３月 31 日まで

公益財団法人アルカンシエール美術財団

令和4年度事業報告

Ⅰ．事業事項

令和 4 年度 原美術館 ARC 事業概況

令和 4 年度は、前年 1 月の原美術館閉館に始まった原美術館とハラ ミュージアム アークの活動統合と「原美術館ARC」への改称から一年を経て、ようやく落ち着き始めた年であった。長引くコロナ禍も下半期にはうっすらと収束の兆しが見えてきたが、メディアでは連日、感染者数がトップニュースで報道されており、館内にあってもマスク着用や館内の導線・人数制限の徹底、開館中も定期的に繰り返される清掃・消毒といった万全の感染対策を続けざるを得ず、予断を許さない状況でもあった。

本年度の開館日数は 252 日、総入館者数は 23, 959 名、平均入館者数は 95 名で、昨年度より減少した。（昨年度はそれぞれ、240 日、25, 667 名、107 名）

展覧会ベースで精査すると、前年度の「虹をかける」展は会期が 229 日間で総入館者数は 24,260 名、1 日平均は 106 名 で、本年度の「雲をつかむ」展は 256 日間で 24,587 名、1 日平均は 96 名となった。

インバウンド需要の落ち込みと、耳目を集めた統合ニュースがひと段落したことへの反響は否めないが、引き続き、地に足を付け着実な活動を続けることで新たなファンも獲得してゆきたい。

なお、本年度末の 3 月からは、オンラインでのチケット前売りシステムを導入し、来館者の利便性の向上はもとより、チケットブース周りの渋滞緩和にも寄与している。同時に、入館料の改定も世相や当館の現状に即した形で行った。また、年度末からの国宝公開に先立ち、防犯・警備システムの強化や植栽による来館者の導線の統一も実施した。

学芸部門では、展覧会事業のほかに、昨年度、原美術館にあった屋内のパーマネント作品の移設を、ジャン＝ピエール レイノー『ゼロの空間』を残しほぼ完了したことに続き、本年度は野外彫刻の移設に多くの時間を費やした。関根伸夫、多田美波、飯田善國、イサムノグチといった美術史に名を残す作家たちが手がけ、開館当初より原美術館の庭を彩り、共に歴史を刻んできた作品群は、いま、伊香保の地で新たな場所を与えられ、生き生きと来館者を迎えている。なお、昨年度に原俊夫理事長より寄贈された 111 点にのぼる古美術作品（原六郎コレクション）の燻蒸作業も完了し、目下、外部識者の協力も得て、調査・研究・修復作業を進めており、その成果として特別展示室 觀海庵において展示公開も始めている。

本年度のマスコミの取材件数は 178 件、うち和文媒体 174 件、外国語媒体 4 件であった。

原美術館 ARC において株式会社アーテックが当財団より委託され営業している The Museum Shop の年間利用客数は 4, 603 名、対総入館者比は 19.2％であった。おなじく委託事業であるカフェ ダールの年間利用客数は 7, 857 名、対総入館者比は 32.8％であった。

A. 学芸事項

今期において次の通り展覧会を開催した。

【1】原美術館 ARC

入館者数：23,959 人

2022 年 4 月 1 日－2023 年 1 月 9 日、2023 年 3 月 24 日－3 月 31 日（開館日数 252 日）

（令和 3 年度入館者数 25,667 人／2021 年 4 月 24 日－2022 年 1 月 10 日、2022 年 3 月 19 日－3 月 31 日（開館日数 240 日））

「雲をつかむ：原美術館／原六郎コレクション」

会期　第 1 期（春夏季）　2022 年 3 月 19 日（土）―9 月 4 日（日）

第 2 期（秋冬季）　2022 年 9 月 10 日（土）―2023 年 1 月 9 日（月・祝）

＊古美術展示替え(2022 年 6 月 30 日、11 月 9 日)

開催日数　第 1 期：151 日　第 2 期：105 日　計：256 日

入館者数　第 1 期：15,538 人（1 日平均 103 人）、第 2 期：9,049 人（1 日平均 86 人）、全会期入館者数 24,587 人（1 日平均 96 人）

昨年度の「虹をかける」に続き、作品制作や鑑賞のあり方の一端を表す言葉を当館の豊かな自然環境に求め、「雲をつかむ」と題し、「原美術館コレクション」（現代美術）と「原六郎コレクション」（東洋古美術）を春夏季と秋冬季の 2 期に分けて展観した。

「雲をつかむ」という言葉は、「雲をつかむような話」といったように、漠然としてとらえどころのない様や現実味のないことを意味し、少々ネガティブな印象を与えるが、一般的な意味・解釈から解放すれば、非現実的と思われることにあえて挑戦する姿勢や、混沌とした状況や不透明な事象から、真実らしきものや本質とみなし得るものをとらえようとする意志を表すポジティヴな言葉とみなすこともできる。

そのような言葉をもとに現代美術ギャラリーA、B、C には、作家が自己や美術や社会の本質をつかもうと独自の理論・手法を編み出して制作した作品や、現実の再現ではなく概念を作品化したもの、具体的な像を結ばない抽象絵画や立体、不可解な光景が連なる多義的な写真作品などを展示。

一方、特別展示室 觀海庵では、雲を描くことで場面を転換したり時の流れを表したりする日本近世絵画や、仏教絵画における雲の表現をご覧いただいた。また、円山応挙の『淀川両岸図巻』（下図）を巻き替えながら通年で展示。本図を描くための応挙の淀川体験と意図を下図から読み解いていった。

原美術館 ARC の広い空には、西の山の向こうから雲が現れてはかたちを変えながら流れている。

雲水を眺めながら作品の意図をつかもうと次から次へと考えを巡らせる展覧会とした。

出品作家

第 1 期（春夏季）現代美術：エレーナ アルメイダ、井田照一、内倉ひとみ、笹口数、杉本博司、須田悦弘、ピエール スーラージュ、辰野登恵子、アントニ タピエス、野村仁、ナム ジュン パイク、藤本由紀夫、宮脇愛子、森村泰昌、山口長男、吉田克朗、エドワード ルシェ、ジャン＝ピエール レイノー、リチャード ロングなど

古美術：狩野派『蘭亭図」、円山応挙『淀川両岸図巻』（下図）、『仏涅槃図』など

第 2 期（秋冬季）現代美術：榎倉康二、大野智史、加藤泉、イヴ クライン、白髪一雄、中村一美、鳴海暢平、堀浩哉、ジョナサン ボロフスキー、増田佳江、ジャック モノリー、トレイシー モファット、森浩治、横尾忠則、吉田克朗、李禹煥など

古美術：円山応挙『淀川両岸図巻』（下図）、『帰去来・放白鵬図』など

［展覧会フライヤー］

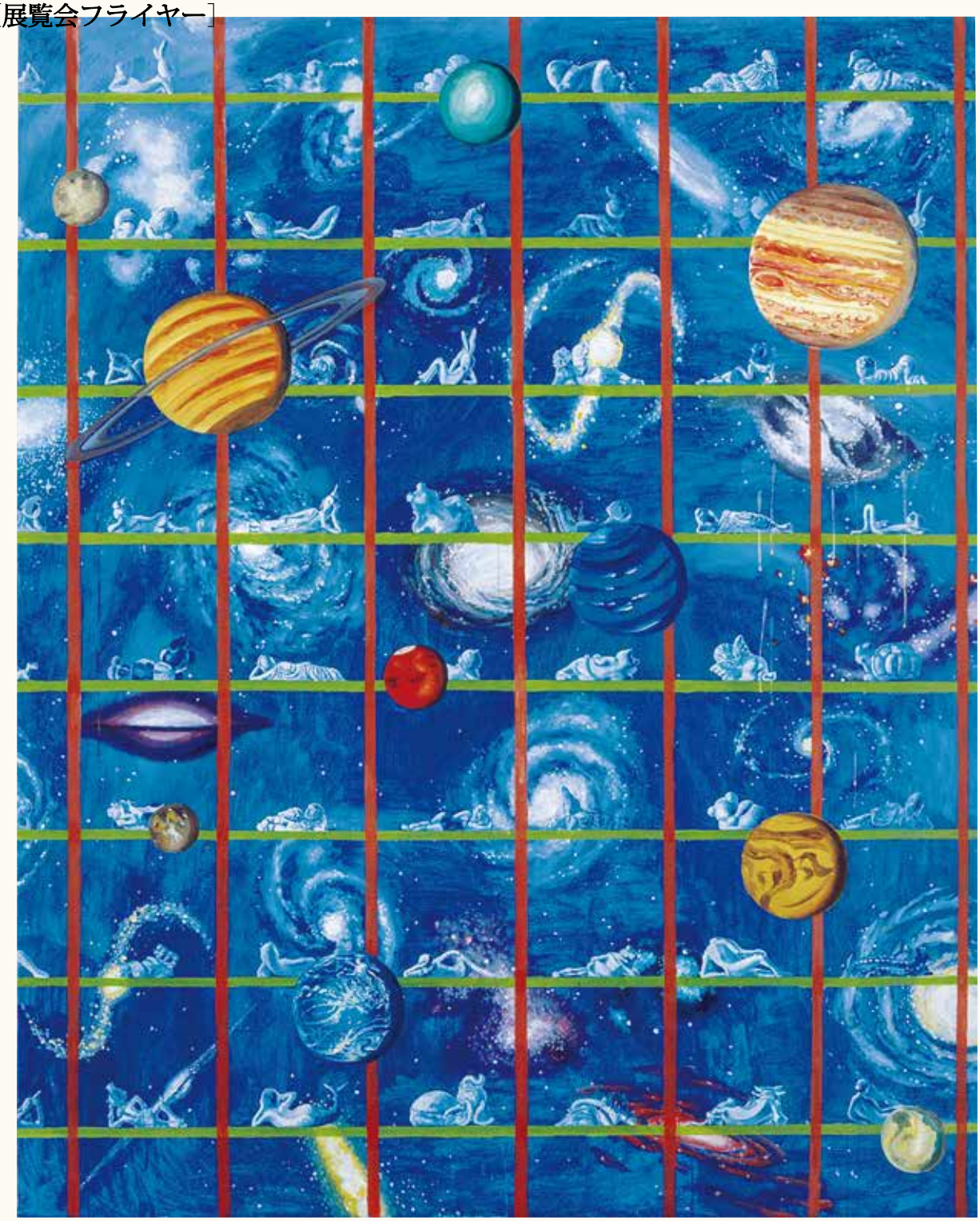

横尾忠則「誰か故郷を想わざる」2001年
Tadanori Yokoo, *Who Shall Forget about Homeland?* 2001 ©Tadanori Yokoo

雲をつかむ　原美術館／原六郎コレクション

第1期［春夏季］：2022年3月19日(土)－9月4日(日)
第2期［秋冬季］：2022年9月10日(土)－2023年1月9日(月・祝)

原美術館ARC

Grasping at Clouds

Works from the Hara Museum and
the Hara Rokuro Collections

Part Ⅰ: March 19 (Sat.) – September 4 (Sun.), 2022
Part Ⅱ: September 10 (Sat.), 2022 – January 9 (Mon.), 2023

Hara Museum ARC

HARA MUSEUM ARC

「青空は、太陽の反対側にある：原美術館／原六郎コレクション」

会期　第 1 期（春夏季）　2023 年 3 月 24 日（土）―9 月 3 日（日）

＊古美術展示替え：東京国立博物館寄託作品 2 点は 4 月 27 日、他作品は 6 月 29 日を予定

第 2 期（秋冬季）　2023 年 9 月 9 日（土）―2024 年 1 月 8 日（月）

＊古美術展示替え：11 月 9 日予定

開催日数（予定）　第 1 期：147 日　第 2 期：108 日　計：255 日

＊2022 年度中の開催日数は 7 日間（3 月 24 日－31 日）

入館者数（3 月 31 日時点の 7 日間）　779 人（1 日平均 111 人）

「青空は、太陽の反対側にある」と題し、「原美術館コレクション」（現代美術）と「原六郎コレクション」（東洋古美術）を春夏季と秋冬季の 2 期に分け展観する。

雲ひとつない晴れた日に原美術館　ARC　を訪れて最初に目にするもの――それは大きな青空だ。青空と山々の深 緑や紅葉、そして青空と端正な黒色の磯崎新建築とのコントラストは、恐らくここでしか見ることのできない感動の光景。しかしよく見ると、青空の青さにはわずかに濃淡がある。輝く太陽の周りは少し白っぽく、太陽から離れるにつれ青さが増してゆく。思い描く理想の青い空は太陽の反対側にある。

本展では、「青空は、太陽の反対側にある」をキーフレーズに、自身の理想を求めて当時の美術的・社会的動向に背を向けた荒川修作や久保田成子、ギルバート&ジョージやヨーゼフ ボイスなど、国内外の作家の表現を展観する。

現代美術ギャラリーA、B、C では、常識や慣習、既存の価値観に抗うことで、または視点を変えることで 独自の地平を切り開く作家や、声高ではなくとも社会や美術の潮流に疑問を呈する作家、そして自身の心に深く潜ることで新たな表現を浮上させる作家の作品を展示。

一方、特別展示室 觀海庵には、鎖国の江戸期に西洋絵画や科学に傾倒した司馬江漢や、『朦朧体」と揶揄されながらも墨線を否定し、独自の表現を切り開いた横山大観の作品を展示する。また、通常は東京国立博物館に寄託している原六郎コレクション、『青磁下蕪花瓶』（国宝）と『青磁袴腰香炉』が里帰りする（3 月 24 日～4 月 26 日）。両作品とも爽やかな青空色が美しい名品である。さらに、『光悦本」と呼ばれる希少な古活字本である『謡本』を帖替えをしながら通年展示。記録に残る限りでは、『青磁袴腰香炉』は明治 45 年に東京帝室博物館（現 東京国立博物館）開催の特別展覧会『和漢青磁器」展以来の一般公開、『謡本』は初公開。

輝く太陽にあえて背を向け、順光に映し出される鮮やかな青空と原美術館 ARC を堪能していただく機会とする。

第 1 期（春夏季）現代美術：艾未未、安藤正子、イェルク インメンドルフ、河原温、リー キット、ギルバート& ジョージ、スラシ クソンウォン、佐藤時啓、須田悦弘、ルフィーノ タマヨ、ジャン デュビュッフェ、奈良美智、ゲオルク バゼリッツ、A. R. ペンク、ヨーゼフ ボイス、張洹、やなぎみわ、ジム ランビー、ロイ リキ テンシュタイン、ジャン=ピエール レイノーなど

古美術：『青磁下蕪花瓶』（国宝）、『青磁袴腰香炉』、『青磁水注花入』、『光悦謡本』、狩野派『花鳥図屏風』、『紫陽花蒔 絵重箱』など

第 2 期（秋冬季）現代美術：カレル アペル、荒川修作、アルマン、アルマンド、アンディ ウォーホル、クレス オルデンバーグ、工藤哲巳、久保田成子、クリスト、ヴィレム デクーニング、篠原有司男、セザール、アントニ タピエス、蜷川実花、エルネスト ネト、森村泰昌、ロバート メイプルソープ、マーク ロスコなど

古美術：司馬江漢『冨嶽図』、横山大観『海辺曙色図』、『光悦謡本』、本阿弥光悦『蝶下絵和歌巻』（古今和歌集春歌上）など

原美術館ARC ［展覧会フライヤー］

青空は、太陽の反対側にある

原美術館／原六郎コレクション

Opposite the Sun Is Where the Blue Sky Lies

Works from the Hara Museum and the Hara Rokuro Collections

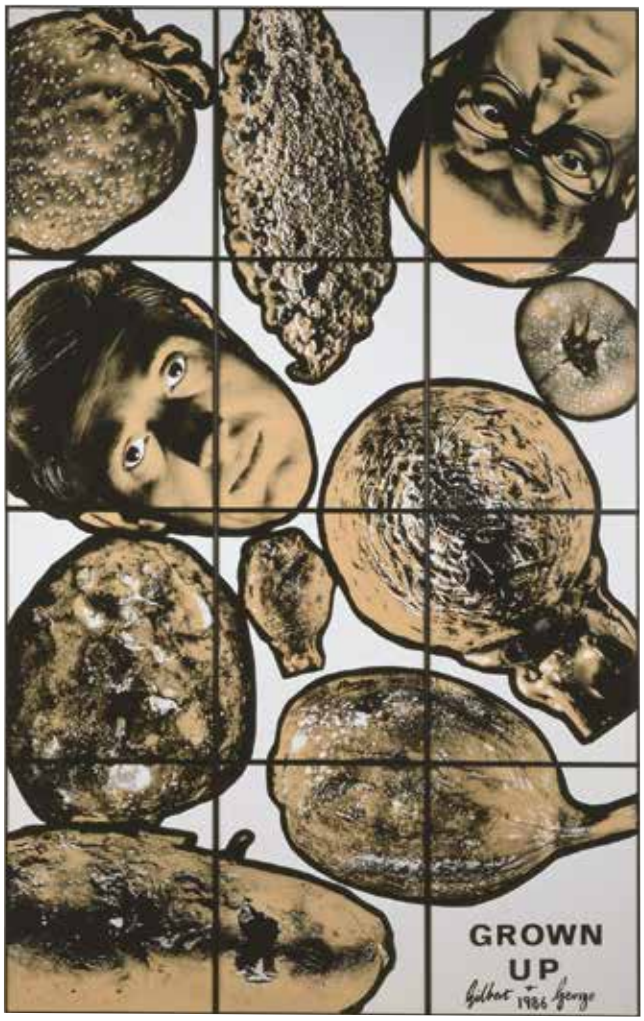

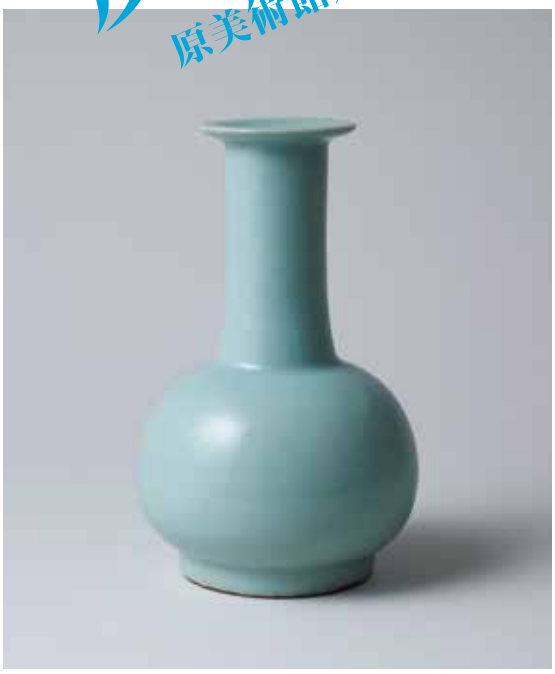

第1期［春夏季］2023年3月24日(金)－9月3日(日)
第2期［秋冬季］2023年9月 9日(土)－2024年1月8日(月･祝)

Part I: March 24 (Friday) – September 3 (Sunday), 2023
Part II: September 9 (Saturday), 2023 – January 8 (Monday/national holiday), 2024

国宝
「青磁下蕪花瓶」
お里帰り!
4/26まで公開

ギルバート＆ジョージ「成熟」1986年【第1期】
国宝「青磁下蕪花瓶」南宋時代 撮影:上野則宏【展示期間:3月24日～4月26日】
篠原有司男「シマウマとライオンのイチゴ合戦」1992年 撮影:木暮伸也【第2期】
Gilbert & George, *Grown Up*, 1986 ©Gilbert & George [Part I]
National Treasure *Celadon vase with long neck on globular body*, Southern Song dynasty
Photo by Norihiro Ueno [On display from March 24 to April 26]
Ushio Shinohara, *Strawberry Battle of Zebra and Lions*, 1992 ©Ushio Shinohara Photo by Shinya Kigure [Part II]

HARA MUSEUM ARC

B. 普及事項

【１】 講演会、教育プログラム等
本年度は下記の通り、16 件のイベントを開催した。

1. 2022 春のバスツアー
日時： 2022 年 4 月 17 日（日）集合 8:15・バス発車 8:30～バス到着・解散 19:00
桜の開花時期にあわせた新宿発着のバスツアー。コロナ対策を考慮し、30 名限定とした（一般・メンバーとも参加可)。開催中の展覧会「雲をつかむ：原美術館／原六郎コレクション」自由鑑賞の他、希望者には、学芸員による開架式収蔵庫ツアーも行った（15 名×2 回開催)。カフェ ダールでのランチに加え、19 品種 1500 本の桜が植えられた、伊香保グリーン牧場の桜の名所「榛名雲海桜」やシープドッグショー、ソフトクリームもあわせて楽しめる内容とした。
参加人数：29 名
催行会社： 国際急行観光株式会社

2. Art in Town: 伊豆高原
日時：2022 年 5 月 15 日（日）13:00～16:30
メンバーの皆様に当館以外でのアート体験をお楽しみいただく企画「Art in Town」の一環。伊豆半島の海を見下ろす広大な敷地の中にある、白磁の陶芸家・黒田泰蔵氏が生前暮らした住居とアトリエ、そして安藤忠雄氏が設計した 5 坪の小さなギャラリーを見学した。当日は、千住博氏の襖絵の飾られた、吉村順三氏設計による大徳寺の聚光院伊東別院も訪問。特別な場所に設置されたアートに触れる、貴重な機会となった。
参加人数：18 名

3. 開架式収蔵庫ツアー
日時：2022 年 5 月 28 日（第 1 期） 11:00、2023 年 1 月 7 日（第 2 期）11:00 ※2 回開催
開催中の展覧会「雲をつかむ：原美術館／原六郎コレクション」展 担当学芸員の坪内雅美による、メンバー限定の開架式収蔵庫ツアー。通常は非公開の開架式収蔵庫内で、当館の所蔵作品や開催中の展覧会について解説する機会とした。
参加人数：5 月 28 日（第 1 期）11 名、1 月 7 日（第 2 期）9 名

4. 内田輝コンサート silk road
日時： 2022 年 6 月 11 日（土）18:00～19:30
アーティスト内田輝によるコンサート。楽器演奏だけでなく、音の調律、楽器製作、音のワークショップといった独自の活動を行っている内田。今回は、自らが製作したクラヴィコード（14 世紀に考案された鍵盤楽器）を、特別に閉館後のギャラリーA で演奏した。人の声よ

りも小さく繊細なものとされるクラヴィコードが奏でる音を、日没にかけてゆっくりと移ろいゆく光とともに体感するという、通常とは異なる音楽・美術鑑賞体験を提供する試みとした。ギャラリーA では杉本博司「仏の海」を展示。当日、開演前に青野館長によるミニギャラリーガイドも開催した。
参加人数：30 名

5.ライアン・ガンダー展　特別ギャラリーガイド
日時：2022 年 7 月 23 日（日）11:30
注目の展覧会を見学する、原美術館 ARC メンバーシップ会員のための特別プログラムとして、東京オペラシティアートギャラリーにて開催の展覧会「ライアン・ガンダー　われらの時代のサイン」特別ギャラリーガイドを行った。同館 企画担当の野村しのぶ氏と館内を巡りながら展覧会の見どころや作品について伺った。
参加人数：21 名

6. 夏休みワークショップ　アートうちわをつくろう！
日時： 2022 年 7 月 29 日、30 日、31 日　各日 10 時～／13 時～／15 時～
夏休み期間に合わせて、大人から子どもまで楽しめるワークショップを企画。
当館では毎年恒例のワークショップではあったが、コロナ禍もあり 4 年ぶりの開催となった。参加者は折りたたんだ和紙を、顔料インクで思い思いに染め、広げてうちわに仕上げる。主に親子での来館者や小学生をターゲットに、簡単なワークショップを通して作品を作る愉しみを育み、また出来上がりの違いや個性を比べてみることで美術に親しむ感性を養うことを目的としている。
参加人数：のべ 64 名

7. 群馬大学共同教育学部実習　手話通訳者養成のための現場研修
日時： 2022 年 8 月 6 日（土）10:00～13:00
群馬大学共同教育学部で手話通訳を学ぶ学生の実践実習を行う。
手話を学ぶ大学生と、ろう者、当館の学芸員がグループとなり、展示作品を見ながら対話を試みる。学芸員が作品の説明を行い、それを学生がろう者に向けて手話で通訳し、質問や感想についても手話を通してその場で丁寧に共有することで、言語や音情報に頼らないコミュニケーションの難しさについて改めて考察する機会となった。
学生にとっては、言葉でも説明の難しい作品情報を瞬時に手話で置き換えることの実践経験となり、同時に当館学芸員にとっても、なるべく専門用語を省き、手話通訳のペースに合わせて解説をする工夫が求められる点で様々な気付きがあった。この回は好評を得て、次年度以降も定期的に開催する予定である。
参加人数：13 名（大学生 9 名、教員 4 名）
協力：群馬大学共同教育学部

8. 李禹煥展　特別ギャラリーガイド
日時：2022 年 8 月 19 日（金）　18:30～20:00
注目の展覧会を見学する、原美術館 ARC メンバーシップ会員のための特別プログラムとして「国立新美術館開館 15 周年記念　李禹煥」特別レクチャーと展覧会自由鑑賞を行った。当日は、国立新美術館 主任研究員の米田尚輝氏より、展覧会について解説いただいたのち各自で自由に展覧会を鑑賞した。
参加人数：19 名

9. 次世代リーダーのための感性育成プログラム①
原美術館 ARC×ワークショップ バスツアー
キッズワークショップ　笹口数「真夏の空の真冬の星 真昼の空の夜の鳥」
日時： 2022 年 9 月 4 日（日）8:00（集合・バス出発）～19:30（バス到着・解散）
「次世代リーダーのための感性育成プログラム」の第一回目として、親子での参加者を募集し、東京都（品川区）と原美術館 ARC を往復するバスツアーを開催。参加者は展覧会の見学の後、ワークショップに参加するというプログラムを行った。
ワークショップは、展覧会出品作家である笹口数氏を講師に迎え、展覧会のタイトル「雲をつかむ 原美術館/原六郎コレクション」にちなみ、人知れず大空を飛ぶ「夜の鳥」を想像し、紙と針金で制作するというもの。参加者は親子や大人と子どものペアとなり、胴体や羽、くちばしの大きさや全体の大きさを思い浮かべながら、針金や銀紙で覆い、協力しながら形を整える。
こうして完成した「夜の鳥」を、館内の前庭に設置し、真昼の空の下で羽ばたかせることで、目に見えない世界を想像させるワークショップとなった。
参加人数：18 名
助成：一般財団法人 MRA ハウス
協力：笹口数

10. 次世代リーダーのための感性育成プログラム②
美術を学ぶ学生のためのバスツアー×宮島達男 特別レクチャーとタイム設定ワークショップ
日時： 2022 年 9 月 23 日　8:30（集合・バス出発）～18:30（バス到着・解散）
「次世代リーダーのための感性育成プログラム」の第二回目として、美術を学ぶ学生を対象とした東京都（新宿）と原美術館 ARC を往復するバスツアーを開催。
当日は、県内からの参加者も合流し、学芸員による展覧会の作品解説や、普段は非公開の開架式収蔵庫のガイドツアーを行った。大学では学べない美術の現場の「裏側」を知る貴重な機会になったと学生からは好評を得た。また、国際的に活躍する宮島達男氏による特別レクチャーや「時の海－東北」のタイム設定ワークショップも併せて開催。タイトなスケジュールではあったが、現代アートの魅力に多角的に浸れる、満足度の高い一日となった。

参加人数：25 名
助成：一般財団法人 MRA ハウス
協力：宮島達男、「時の海 - 東北」プロジェクト実行委員会

11. 宮島達男「時の海―東北」プロジェクトタイム設定ワークショップ
日時： 2022 年 9 月 23 日（金・祝）14 時 10 分～
24 日（土）1 回目：11 時～／2 回目：14 時～
「それは変化し続ける」「それはあらゆるものと関係を結ぶ」「それは永遠に続く」というコンセプトに基づき、生命の永遠性を象徴するデジタルカウンターの数字を用いて、生と死、命について表現し続ける宮島達男。当館の所蔵作家でもある宮島氏を迎え、彼が手掛ける「時の海-東北」プロジェクトの一環となるワークショップを開催した。
このワークショップでは、参加者が 9、8、7、6 . . . と、数字が切り替わるタイミングの速さを各自が希望する秒数に設定し、各人 1 つのカウンターを制作するというもの。選んだ数字や東日本大震災にまつわるエピソード、東北への想いや大切な人へのメッセージを参加者同士が対話を通して共有し合うことで、手のひらのカウンターとともに、東北大震災前後の時間を一度巻き戻すような、あるいは止まっていた時間をふたたび動かすようなメッセージが込められている。
こうして各地から寄せられた小さなカウンターは、やがて「時の海 -東北」プロジェクトとして大きな一つの作品となることを目指して、現在も各地でワークショップが行われている。
参加人数：88 名（2 日間）
協力：宮島達男、「時の海 - 東北」プロジェクト実行委員会

12. 令和 4 年度 AIR アートプロジェクト「エデュケーションプログラム」
江上越 つたわるかな？
日時：2022 年 10 月 16 日　13:00～15:00
群馬県教育文化事業団主催による「令和 4 年度 AIR アートプロジェクト」のプログラムの一環で、同プロジェクト参加作家の江上越氏によるワークショップを当館で開催。
江上氏は現在、日本と中国を拠点に、ドイツ留学を機にヨーロッパでも活動の場を広げている注目の作家であり、海外生活の実体験から制作を通じて「コミュニケーション」の本質を探るような作品を手掛ける。今回のワークショップは二部構成で行われ、前半は、辞書の中からある単語の説明を引用し、参加者は想像したものを描くというもの。犬、山、ゾウなど、誰もが知っているものでも認識の違いがあることを視覚的に表現した。第二部は、1 枚の絵を言葉で次々に説明していく「伝言ゲーム」を実施。目で得た情報を音で伝えていく過程でどのように変化するのか、またそれぞれの人の認識の違いが重なると最終的には全く別の情報に作り変えられることを、参加者は楽しみながら学んだ。
参加人数：20 名
主催：公益財団法人群馬県教育文化事業団、群馬県、原美術館 ARC

後援：群馬県教育委員会

13.　Art in Town: 游庵
日時：2022 年 11 月 5 日（日）13:30〜14:30
大林剛郎氏のコレクションを展示するためのプライベートスペース「游庵」(完全非公開)に、原美術館 ARC のメンバーを特別にご招待いただいた。 安藤忠雄氏設計による建物やオラファー・エリアソンなどの常設作品をはじめ、大林氏ご自身のキュレーションによる巨匠たちの若い頃の作品に焦点をあてたセレクションや、期間限定で展示された、さわひらき氏のインスタレーションなどを鑑賞した。当日は大林氏も在廊され、直接お話をうかがうことのできる、またとない機会となった。
参加人数：28 名

14.「EUGENE STUDIO」スタジオヴィジット
日時：2022 年 12 月 11 日（日）12:30〜16:00
東京都現代美術館の個展が記憶に新しいアメリカ生まれの作家 寒川裕人氏による「ユージーン・スタジオ」の埼玉のスタジオを訪れる、原美術館 ARC メンバー限定のイベント。作品を「体験」できる小さな美術館のような場所を訪問する、またとない機会となった。寒川氏のご厚意により急遽開催となった。
参加人数：７名

15. 次世代リーダーのための感性育成プログラム③
日時： 2022 年 12 月 26 日　10:00（集合・バス出発）〜15:30（バス到着・解散）
「次世代リーダーのための感性育成プログラム」の三回目として、留学生を対象としたバスツアーを開催。
今回は地元の群馬大学共同教育学部の協力のもと、「グローバルアートツアー」と称して、留学生の他、日頃よりグローバルな視点を身につけるために英語や翻訳を学ぶ学生、学生チューター、GFL（グローバルフロンティアリーダー）などが参加。電車の乗り換え等にやや不安があるとの声から大学前発着のバスを用意した。美術館到着後は、当館学芸員を交えて作品の解説を翻訳し、感想を交換しあい、またカフェでのランチや、隣にあるグリーン牧場内を自由に散策。大学とは環境を変えることで、学生に新しい気づきを促し、またコロナ禍もあり 2 年以上本国に帰ることのできない留学生にとっても有意義な時間となった。
参加人数：22 名（学生 16 名、教員 6 名）
助成：一般財団法人 MRA ハウス
協力：群馬大学共同教育学部

16.　六本木クロッシング　ギャラリーガイド
日時：2023 年 2 月 4 日（土）17:00〜

注目の展覧会を見学する、原美術館 ARC メンバーシップ会員のための特別プログラムとして森美術館で 3 年に一度開催される「六本木クロッシング 2022 展：往来オーライ！」を訪問。ゲストキュレーターの天野太郎氏（東京オペラシティアートギャラリー チーフ・キュレーター）と館内をめぐりながら、お話を伺った。
参加人数：16 名

【２】外部協力

青野和子
東京都現代美術館　美術資料収蔵委員会委員
群馬県文化審議員
群馬県 AIR アートプロジェクト運営委員
群馬県博物館連絡協議会　副会長

渡辺純子
アジアン・カルチュラル・カウンシル日本財団　理事

坪内雅美
学習院大学　非常勤講師

【３】所蔵作品の貸し出し

(1)貸出先:国立新美術館、兵庫県立美術館
期間:2022 年 7 月 22 日－2023 年 3 月 2 日
理由:「国立新美術館開館 15 周年記念 李禹煥」展への貸し出し出品のため
会期:国立新美術館　2022 年 08 月 10 日－11 月 7 日
　　兵庫県立美術館　2022 年 12 月 13 日－2023 年 2 月 12 日
作家名:李禹煥
作品名:『線より』(1979 年)、『風と共に』(1990 年)　　計 2 点
＊『風と共に』は、国立新美術館のみでの展示となった

(2)貸出先:金沢 21 世紀美術館
期間:2022 年 9 月 22 日－2023 年 3 月 10 日
理由:「時を超えるイヴ・クラインの想像力―不確かさと非物質的なるもの」展への
貸し出し出品のため
会期:2022 年 10 月 1 日－2023 年 3 月 5 日
作家名:ルチオ・フォンタナ

作品名:『空間概念』(1953 年)　　計1点

(3)貸出先:京都国立博物館
期間:2022 年 10 月 8 日－12 月 4 日
理由:「京に生きる文化 茶の湯」展への貸し出し出品のため
会期:2022 年 10 月 8 日－12 月 4 日
作品名:『青磁下蕪花瓶』(南宋時代)　　計1点

【4】学校、団体来館の記録
〈内訳〉中学校・高等学校 1 件、大学 5 件、一般団体他 49 件　477 名
詳細
・学校団体 6 件
白百合学園中学高等学校(25 名)　前橋工科大学(4 名)　群馬大学共同教育学部(13 名)
国士舘大学理工学部建築学科(18 名)、 東京藝術大学美術学部(7 名)、
共立女子大学造形芸術コース(20 名)
・一般団体 15 件
白井屋ホテル／NOMON 株式会社(15 名)、女子美術大学群馬支部 OG 会(16 名)、
イスラエル・ティコティン美術館関係者(20 名)　他
・関越交通定期観光バス　30 回催行(84 名)
・その他(MRA ハウス助成バスツアー等)　4 件(96 名)

【5】ポスター・チラシなどの作成配布

		ポスター	チラシ
「虹をかける:原美術館／原六郎コレクション」	第1期	100 枚	30,000 枚
	第2期	100 枚	25,000 枚
「青空は、太陽の反対側にある:原美術館／原六郎コレクション」			
	第1期	100 枚	30,000 枚

C. 広報
原美術館ARC
取材件数　178件(和文媒体　174件／外国語媒体　4件)

〈和文媒体〉174件
令和4年度も引き続きコロナ禍であったため、展覧会のオープニングレセプションは第1期、第2期とも

開催せず、4月11日、12日に担当学芸員によるプレスを対象としたガイドツアーを行った。通年開催の「コレクション展」は話題になりにくい傾向ではあるが、笹口数、宮島達男両氏の展覧会出品作家によるイベント開催、ワークショップ、また春の満開の桜などで細かく情報を発信しつつ、併せて開催中の展覧会を取り上げていただく機会を増やした。地元の新聞社（上毛新聞）での掲載や、テレビ局（群馬テレビ）での放映後は特に反響があり、「原美術館ARC」として県内の認知度も上がってきた。内田輝コンサート、うちわワークショップ等、イベント単体での取材掲載もあり、こちらも館の広報活動に効果があった。施設紹介では、ラジオ「MOTORING MUSIC」（J-WAVE）で伊香保エリアの紅葉の時期に青野館長による館紹介のインタビューが放送されるなど、ドライブ、伊香保温泉といったレジャー・観光情報とあわせての紹介が中心となった。統合3年目となる次年度は、原美術館から移設した屋外常設作品、またコレクションの質の高さとともに、展覧会の内容や館の魅力をより効果的に広めることが引き続きの課題となる。その方法についても積極的に探っていきたい。なお、館公式のtwitter はフォロワー数123,150人から122,478人と減少した一方、Instagramは31,121人から約32,000人へと増加している。

〈外国語媒体〉 4件
2022 年末には海外からの観光客数規制を緩和する動きが加速し、コロナ禍に開館した原美術館ARC にもいよいよ外国人の来館が期待される。そこで、海外からの観光客を受け入れる準備として今からできること、都内から美術館までのアクセスの再確認や、館内配布物に記載する情報の更新について検討した。配布物については、これまで継続していたバイリンガル内容だけでなく、海外の人が必要とする海外目線の情報も盛り込むなど、新たな試みを検討する必要があると感じている。また、ウェブサイトなど、観光客が来日するときに彼らの目にとまるような情報発信も充実させ、「また来たい」と思ってもらえるようなサービスの提供を積極的に進めたい。

取材件数　178件（和文媒体　174件／外国語媒体　4件）

■ 展覧会　計 112 件（和文 110 件／外国語 2 件）
1. 雲をつかむ：原美術館／原六郎コレクション
（2022 年 3 月 19 日－2023 年 1 月 9 日） 100 件[和文 98 件／外国語 2 件]
2. 青空は、太陽の反対側にある：原美術館／原六郎コレクション
（2023 年 3 月 24 日－2024 年 1 月 8 日） 12 件［和文 12 件］

■ 施設紹介、他　計 66 件（和文 64 件／外国語 2 件）
1. 原美術館 ARC 37 件［和文件 35 件／外国語 2 件］
2. イベント、ワークショップ　16 件[和文 16 件]
3. カフェ ダール　1 件［和文 1 件］
4. ザ・ミュージアムショップ　1 件［和文 1 件］

5. ロケ　2 件[和文 2 件]
6. ARC その他　4 件[和文 4 件]
7. その他　5 件[和文 5 件]

〈掲載媒体〉（和文／外国語、順不同）
【新聞】上毛新聞、朝日新聞、夕刊マリオン(朝日新聞社)、毎日新聞、東京新聞、新美術新聞(美術年鑑社)、ちいきしんぶん(ライフケア群栄株式会社)、日本教育新聞、教育家庭新聞、中外日報

【テレビ】「ほっとぐんま 630」(NHK 前橋放送局)、「インフォチャンネル 700」(ジャパンケーブルキャスト)、「TVBS 新聞」(TVBS 新聞)

【ラジオ】MOTORING MUSIC（J-WAVE）

【美術・デザイン専門誌】美術手帖(美術出版社)、月刊ギャラリー（ギャラリーステーション）、月刊美術(サン・アート)、ONBEAT(株式会社音美衣杜)

【建築・デザイン専門誌】Casa BRUTUS(マガジンハウス)

【その他・専門誌】若越習字(若越書道会)

【一般誌】アンドプレミアム(マガジンハウス)、和樂(小学館)、ノジュール(JTB パブリッシング)、Discover Japan(株式会社ディスカバー・ジャパン)

【女性誌】SPUR(集英社)、ゆうゆう(主婦の友社)、オズマガジントリップ(スターツ出版株式会社)

【男性誌】UOMO(集英社)

【情報誌】BRUTUS(マガジンハウス)、月刊 bilick(有限会社シンクリード)

【ガイドブック】群馬の博物館・美術館ガイドマップ(群馬県博物館連絡協議会)、るるぶ情報版(JTB パブリッシング)、まっぷるマガジン(昭文社)、まっぷるドライブ(昭文社)、じゃらん大人のちょっと贅沢な旅(株式会社リクルート)

【ムック・書籍】ぶらぶら美術・博物館プレミアムアートブック(株式会社 KADOKAWA)、ことりっぷマガジン(昭文社)、ときめきのミュージアムグッズ(玄光社)、moment(トヨタファイナンス株式会社)

【フリーペーパー】からふるマガジン(ネッツトヨタ群馬株式会社)

【スマホアプリ】チラシミュージアム（イープラス）、ミューぽん(株式会社アートビート)、週刊じゃらん(株式会社リクルート)

【ウェブサイト】美術手帖（美術出版社）、Internet Museum（丹青社）、TOKYO ART BEAT（株式会社アートビート）、JDN（JDN）、Walkerplus（KADOKAWA）、art scape（大日本印刷）、art commons（国立新美術館）、Art iT（アートイット）、美術展ナビ（読売新聞）、アートアジェンダ(FAITH)、個展なび(個展なび)、アートテラー・とに～の【ここにしかない美術室】、Numero TOKYO(扶桑社)、Premium Japan、ミヅマアートギャラリー、時の海－東北、WHITESTONE(Wfitestone Gallery)、UOMO(集英社)、Fashion Press(Fashion Press)、CINRA、FIRST DRIVE、キタコレアート(博報堂ケトル)、公益社団法人日本大阪視覚芸術協会、レクサスニュース(レクサス)、旅色(ブランジスタメディア)、日本観光局 Visit Japan from Taiwan(株式会社ブレイン)、LIVE JAPAN、Art Card(Deutsche Bank)、NAVITIME（ナビタイムジャパン)、群馬生涯学習センター、こそだてまっぷ(学研プラス)、goo ニュース（NTT レゾナント）、dmenu ニュース(NTT DOCOMO)、伊香保づくし（伊香保温泉旅館協同組合）、日本旅行（株式会社日本旅行）、Dokka!おでかけ探検隊（Dokka エンタープライズ）、BIGLOBE 旅行（ビッグローブ）、ゆこゆこ、るるぶ＆more(JTB パブリッシング)、JR おでかけネット(JR 西日本)、関越交通、じゃらん net(リクルート)、ぴあ、他

【その他】ルイスポールセン顧客向けメールマガジン、多摩美術大学芸術学科 R、中央ろうきん 2023 年カレンダー、メセナ群馬(公益社団法人企業メセナ群馬)、テレマップ(伊香保温泉旅館協同組合)、渋川市情報誌 Kirari しぶかわ(渋川市)、ぐんま広報(群馬県メディアプロモーション課)、群馬県定例記者会見用フリップ(群馬県地域創生部文化振興課)、群馬県渋川・伊香保温泉バリアフリーマップ(渋川市)

D. Hara Museum Web

www.haramuseum.or.jp
blog:www.art-it.asia/u/HaraMuseum
Twitter: @haramuseum_arc
Instagram:＠haramuseumarc

令和 4 年度の動き
株式会社イーティックスデータファームのオンラインチケット販売システム「e-tix」を導入し、3 月 1 日より前売りオンラインチケットの販売を開始した。これにあわせて公式ウェブサイトに e-tix の購入ページのリンクバナーを付け、来館者の前売り購入を促すという新たな試みを行った。

〈アクセスログ解析（https://www.haramuseum.or.jp）〉
・アクセス数

*月平均訪問者数　　0.3 万件　　（昨年度　0.4 万件）
*月平均訪問件数　　0.9 万件　　（昨年度　1.8 万件）
*月平均閲覧ページ数　　0.9 万ページ（昨年度　1 万ページ）
*月別最多訪問者数　　0.4 万件　　（2022 年 5 月　雲をつかむ展第1期）

E. 海外交流
【1】招聘　なし

【2】派遣　なし

F. メンバーシップ
【1】メンバーシップの動き
令和 4 年度は、コロナ禍による行動制限が徐々に緩和の方向に向かったことを受け、安心安全を心掛けつつ、メンバーシップイベントを多数開催することができた。4月には、統合後初の新宿発着のメンバーシップバスツアーを開催。Art in Town では東京オペラシティアートギャラリー、国立新美術館、森美術館等での展覧会鑑賞と各担当キュレーターから貴重な話を伺うことができた他、伊豆高原の黒田泰蔵氏のアトリエや、当財団役員の大林剛郎氏に多大なご協力をいただき、氏のプライベートスペースである「游庵」を訪問するなど、個人では訪れることの難しい場所へメンバーの皆様をご案内し、特別なアート体験をしていただくことができた。ARC ではメンバー向けに開架式収蔵庫ツアーを開催し、好評を博した。新規入会の約6割が群馬県内在住、継続入会の約6割が都内在住であるが、どのイベントも、群馬県内、県外の両メンバーの参加がみられた。引き続き、群馬県内の方、東京・首都圏在住の方、どちらにも魅力あるプログラムを提供し、会員数増員を目指してゆきたい。

会費・会員数推移
令和2年度から令和3年度にかけては、コロナ禍の影響により無料で有効期限を1年延長した会員も多数いたため、会員数はほぼ横ばいであったが、この統合前からの会員の継続に苦戦したこともあり、会員数が減少する結果となった。

令和4年度末における会員総数は106件。新規加入35件、継続加入71件。

（単位：円、消費税込）

令和 2 年度		令和 3 年度		令和 4 年度	
会員数	会費金額	会員数	会費金額	会員数	会費金額
192	8,159,346	201	5,320,000	106	5,180,000

【2】カテゴリー別会員数

フレンズ会員 84 名、個人賛助会員 13 名、法人賛助会員 9 社

Ⅱ. 庶務事項

A. 役員に関する事項

令和5年 3 月 31 日現在

（50音順）

役員	氏　名	就任年月日	担当職務	職　　業
評議員	麻 生 和 子	R1.6.19		一般財団法人アジアン・カルチュラル・カウンシル日本財団 代表理事
評議員	大 林 剛 郎	H23.11.1		株式会社大林組　代表取締役会長
評議員	佐藤陽一郎	R4.7.29		太陽グラントソントン税理士法人　代表社員　税理士
評議員	徳 川 義 崇	H27.6.25		公益財団法人徳川黎明会　会長
評議員	原　直　道	H23.11.1		日本土地山林株式会社　代表取締役社長
評議員	丸 山 剛 郎	H27.6.25		大阪大学名誉教授、特定非営利活動法人日本咬合学会　理事長、歯学博士

役員	氏　名	就任年月日	担当職務	職　　業
理事長	原　俊　夫	H23.11.1	常勤	日本土地山林株式会社　取締役会長
常務理事	原　洋　子	R1.6.19	常勤	株式会社アーテック　取締役
理事	國　生　肇	H23.6.30		國生肇法律事務所　弁護士
理事	坂　本　正	H23.6.30		学校法人高輪学園　理事長
理事	平 野 信 行	R4.7.29		株式会社三菱UFJ銀行　特別顧問
理事	安　田　信	H23.6.30		株式会社安田信事務所　代表取締役社長

役員	氏　名	就任年月日	担当職務	職　　業
監事	千 葉 雄 二	H27.6.25		千葉雄二税理士事務所　税理士
監事	野嶋慎一郎	H23.6.30		野嶋慎一郎法律事務所　弁護士

B. 職員に関する事項

令和5年3月31日現在

所　属	主な役職者、部署別人数	担　当　業　務
原美術館ARC	館長　青野和子	美術館統括　主任学芸員 教育プログラム事項　作品管理事項
	学芸部　2名	学芸事項
	管理部　1名	管理業務
理事長室	1名	インターナショナルプログラム事項 メンバーシップ事項
事務局	事務局長　加藤隆一	法人事務
合　　計	6名	

（備　考）

1.上記の他、アルバイトが常勤している。

Ｃ．役員会事項

１．評議員会

【第１回開催】令和４年６月 20 日

〔報告事項〕

（１）令和３年度（令和３年４月１日から令和４年３月 31 日まで）事業内容報告の件

〔決議事項〕

（１）令和３年度（令和３年４月１日から令和４年３月 31 日まで）事業内容報告及び計算書類審議の件

〔結果〕報告事項について議長は、令和３年度の事業経過につき、理事長他担当学芸員等に説明を求め、別添資料に基づく詳細な説明がなされた。

第１号議案について議長は、令和３年度の計算書類承認の件を上程し、事務局長に計算書類の内容について説明を求め、事務局長により別添資料に基づき詳細な説明がなされた。合わせて監事より令和３年度決算について、計算関係書類が法人の損益及び財産の状況を適正に示していること、また、令和３年度事業報告書及びその附属明細書について、法令及び定款に従い法人の状況について正しく示していることを認めた旨の監査報告がなされた。そこでこれを議場に諮ったところ、出席評議員全員一致をもって原案通り承認可決した。

【第２回開催】令和４年７月 29 日（評議員会の決議があったものとみなされた日）

〔決議事項〕

（１）理事１名選任の件

理事候補者　平野　信行氏

（２）評議員１名選任の件

評議員候補者　佐藤　陽一郎氏

〔結果〕令和４年７月 21 日、代表理事 原俊夫が評議員に対して上記決議事項を記載した書面を発し、当該決議事項につき、令和４年７月 29 日に議決権を有する全評議員より書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 194 条第１項の規定により当該提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなされた。

２．理事会

【第１回開催】令和４年６月３日（理事会の決議があったものとみなされた日）

〔決議事項〕

（１）令和３年度（令和３年４月１日から令和４年３月 31 日まで）事業報告内容を報

告し、計算書類等承認決議の件
（２）定時評議員会招集決議の件

〔結果〕令和４年５月 27 日、理事長原俊夫が理事及び監事全員に対して上記理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該議案につき、令和４年６月３日に理事の全員から書面により同意の意思表示を得たので、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

【第２回開催】令和４年７月 20 日（理事会の決議があったものとみなされた日）
〔決議事項〕
（１）理事１名選任の件
平野信行氏を理事候補者とする議案を各評議員に提案する。
（２）評議員１名選任の件
佐藤陽一郎氏を評議員候補者とする議案を各評議員に提案する。

［結果］令和４年７月 11 日、理事長原俊夫が理事及び監事全員に対して上記理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該議案つき、令和４年７月 20 日に理事の全員から書面により同意の意思表示を得たので、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

【第３回開催】令和５年３月 14 日
〔決議事項〕
（１）令和５年度（令和５年４月１日より令和６年３月 31 日）事業計画及び収支算承認の件
〔報告事項〕
（１）令和４年度（令和４年４月１日より令和５年２月 28 日現在）事業執行状況報告の件
（２）その他
原美術館 ARC の入館料の改定とメンバーシッププログラムの内容の改定について

〔結果〕第１号議案について、議長は、令和５年度の事業計画及び収支予算について別添資料の通りとしたい旨とその内容を説明し、これを出席者一同に諮ったところ、全員一致をもって原案通り可決承認した。
報告事項について、議長は、令和４年４月１日移行の業務執行の状況説明のため、令和５年２月 28 日現在の別添資料に基づき、事業の推移と令和５年３月期の収支決算の予想について説明し報告した。

その他の報告事項として議長は、令和5年3月24日からの原美術館ARCの入館料の改定と4月1日からのメンバーシッププログラムの内容の改定について、担当者により説明し報告させた。

D．関連組織兼任事項

理事長原俊夫が役員を兼任する外部関連団体、役職

令和5年3月31日現在

1. ニューヨーク近代美術館国際評議会　名誉会員
2. ホノルル ミュージアム オブ アート　名誉評議員
3. 公益財団法人徳川黎明会　評議員
4. 公益財団法人大林財団　名誉評議員
5. 学校法人高輪学園　評議員

E．庶務

1．博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準、望ましい基準

群馬県に対し「青少年を対象にした取り組み等に関する実績報告」を令和4年6月24日に届出した。

Ⅲ. 委託付帯事業事項

原美術館 ARC において株式会社アーテックが当財団より委託され営業している The Museum Shop 及びカフェ ダールの運営状況は次の通りである。

【1】 物販（The Museum Shop）　年間販売額　1, 214 万円（税別）

年間利用客数 4,603 名　対総入館者比　19.2%

カタログ販売数 132 点 ポスター販売数 19 点

主な販売商品

SHOP@CAFE 企画 ：小瀬村真美（写真作品）

オリジナルポストカード、オリジナルグッズ、草間彌生グッズ、奈良美智グッズ、鈴木康広グッズ、倉俣史郎ポスター、内倉ひとみマルチプル、コムデギャルソン香水、LOQI エコバッグ、MiW ハンカチ、doodlin'アパレル、ぽれぽれ動物オブジェ、KISSO アクセサリーなど、約 1,000 品目。

【2】飲食（カフェ ダール）　年間販売額　722 万円（税別）

年間利用客数 7,857 名　対総入館者比　32.8%

Ⅳ．寄付金等に関する事項

（令和４年４月１日から令和５年３月 31 日まで）

（単位：円）

寄付の目的	寄付者	領収金額	備考
1. 寄付金	個人	40,600,000	6 件
	法人	300,000	1 件
	寄付金計	40,900,000	
2. 助成金	一般財団法人ＭＲＡハウス	1,000,000	次世代リーダーのための感性育成プログラム（バスツアー3 回）
	助成金計	1,000,000	
	合計	41,900,000	

事業報告の附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項はありません。

貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

（単位:円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ　資産の部			
１．流動資産			
現金預金	13,751,908	45,042,283	△ 31,290,375
未収会費	75,000	35,000	40,000
未収入金	609,250	583,457	25,793
前払費用	264,580	117,420	147,160
未収還付消費税	815,400	0	815,400
流動資産合計	15,516,138	45,778,160	△ 30,262,022
２．固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産(美術品)	1,264,920,666	1,264,920,666	0
基本財産（定期預金）	10,281,860	10,281,860	0
基本財産（貸付債権）	3,050,000,000	3,050,000,000	0
不可欠特定財産（美術品）	328,181,163	328,181,163	0
基本財産合計	4,653,383,689	4,653,383,689	0
(2) 特定資産			
作品修復費用引当預金（普通預金）	37,642,129	0	37,642,129
特定資産合計	37,642,129	0	37,642,129
(3) その他固定資産			
什器備品	1,132,923	1,217,072	△ 84,149
機械装置	2	4,435,189	△ 4,435,187
ソフトウエア	398,060	520,540	△ 122,480
電話加入権	217,900	217,900	0
敷金	700,000	700,000	0
その他固定資産合計	2,448,885	7,090,701	△ 4,641,816
固定資産合計	4,693,474,703	4,660,474,390	33,000,313
資産合計	4,708,990,841	4,706,252,550	2,738,291
Ⅱ　負債の部			
１．流動負債			
未払金	6,765,206	3,941,013	2,824,193
預り金	787,519	498,810	288,709
未払費用	1,201,315	0	1,201,315
未払消費税等	0	1,504,700	△ 1,504,700
流動負債合計	8,754,040	5,944,523	2,809,517
負債合計	8,754,040	5,944,523	2,809,517
Ⅲ　正味財産の部			
１．指定正味財産			
指定正味財産合計	4,069,192,713	4,031,550,646	37,642,067
２．一般正味財産	631,044,088	668,757,381	△ 37,713,293
正味財産合計	4,700,236,801	4,700,308,027	△ 71,226
負債及び正味財産合計	4,708,990,841	4,706,252,550	2,738,291

財 務 諸 表 に 対 す る 注 記

1．重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

什器備品、機械装置・・・定額法による減価償却を実施している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっている。

2．基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科　目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
美術品	1,264,920,666	0	0	1,264,920,666
定期預金	10,281,860	0	0	10,281,860
貸付債権	3,050,000,000	0	0	3,050,000,000
不可欠特定財産美術品	328,181,163	0	0	328,181,163
小計	4,653,383,689	0	0	4,653,383,689
特定資産				
作品修復費用引当預金 普通預金	0	40,000,062	2,357,933	37,642,129
小計	0	40,000,062	2,357,933	37,642,129
合計	4,653,383,689	40,000,062	2,357,933	4,691,025,818

3．基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

（単位：円）

科　目	当期末残高	（うち指定正味財産からの充当額）	（うち一般正味財産からの充当額）	（うち債務に対応する額）
基本財産				
美術品	1,264,920,666	(653,369,483)	(611,551,183)	(0)
定期預金	10,281,860	(0)	(10,281,860)	(0)
貸付債権	3,050,000,000	(3,050,000,000)	(0)	(0)
不可欠特定財産美術品	328,181,163	(328,181,163)	(0)	(0)
小計	4,653,383,689	(4,031,550,646)	(621,833,043)	(0)
特定資産				
作品修復費用引当預金 普通預金	37,642,129	(37,642,129)	(0)	(0)
小計	37,642,129	(37,642,129)	(0)	(0)
合計	4,691,025,818	(4,069,192,775)	(621,833,043)	(0)

4．固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科　目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	4,327,322	3,194,399	1,132,923
機械装置	122,980,000	122,979,998	2
ソフトウエア	612,400	214,340	398,060
合計	127,919,722	126,388,737	1,530,985

附属明細書

１．基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産の明細は、財務諸表に対する注記に記載しているため省略する。

正味財産増減計算書

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

（単位：円）

科　　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1．経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	30,500,203	30,502,942	△ 2,739
特定資産運用益	62	0	62
会費収入	4,709,140	3,931,835	777,305
美術館入館料収入	18,388,824	19,769,335	△ 1,380,511
講演会収入	579,455	0	579,455
資料販売収入	300,240	370,240	△ 70,000
寄付金収入	3,257,933	300,000	2,957,933
助成金収入	1,000,000	4,565,074	△ 3,565,074
雑収益	195,189	717,504	△ 522,315
経常収益計	58,931,046	60,156,930	△ 1,225,884
(2) 経常費用			
美術館事業費	81,061,816	91,684,523	△ 10,622,707
アートイン事業費	4,176,605	4,077,617	98,988
メンバーシップ事業費	572,816	785,848	△ 213,032
講演会事業費	1,038,837	202,495	836,342
管理費	1,156,328	1,037,253	119,075
減価償却費	4,800,814	7,616,735	△ 2,815,921
雑損失	3,832,121	6,782,458	△ 2,950,337
経常費用計	96,639,337	112,186,929	△ 15,547,592
当期経常増減額	△ 37,708,291	△ 52,029,999	14,321,708
2．経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	5,002	1	5,001
固定資産売却損	0	749,569	△ 749,569
経常外費用計	5,002	749,570	△ 744,568
当期経常外増減額	△ 5,002	△ 749,570	744,568
当期一般正味財産増減額	△ 37,713,293	△ 52,779,569	15,066,276
一般正味財産期首残高	668,757,381	721,536,950	△ 52,779,569
一般正味財産期末残高	631,044,088	668,757,381	△ 37,713,293
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
受取寄付金	40,000,000	3,150,000,000	△3,110,000,000
受贈美術品	0	37,215,000	△ 37,215,000
一般正味財産への振替額	△ 2,357,933	0	△ 2,357,933
当期指定正味財産増減額	37,642,067	3,187,215,000	△3,149,572,933
指定正味財産期首残高	4,031,550,646	844,335,646	3,187,215,000
指定正味財産期末残高	4,069,192,713	4,031,550,646	37,642,067
Ⅲ　正味財産期末残高	4,700,236,801	4,700,308,027	△ 71,226

正味財産増減計算書内訳表

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

(単位：円)

科　　目	公益目的事業会計				法人会計	合計
	展覧会事業	講演会事業	共通事業	小計		
Ⅰ　一般正味財産増減の部						
1．経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	0	0	30,500,203	30,500,203	0	30,500,203
特定資産運用益	0	0	62	62	0	62
会費収入	4,709,140	0	0	4,709,140	0	4,709,140
美術館入館料収入	18,388,824	0	0	18,388,824	0	18,388,824
講演会収入	445,455	134,000	0	579,455	0	579,455
資料販売収入	300,240	0	0	300,240	0	300,240
寄付金収入	0	0	3,257,933	3,257,933	0	3,257,933
助成金収入	0	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000
雑収益	187,020	0	609	187,629	7,560	195,189
経常収益計	24,030,679	1,134,000	33,758,807	58,923,486	7,560	58,931,046
(2) 経常費用						
美術館事業費	81,061,816	0	0	81,061,816	0	81,061,816
アートイン事業費	4,176,605	0	0	4,176,605	0	4,176,605
メンバーシップ事業費	572,816	0	0	572,816	0	572,816
講演会事業費	0	1,038,837	0	1,038,837	0	1,038,837
管理費	0	0	0	0	1,156,328	1,156,328
減価償却費	0	0	4,678,334	4,678,334	122,480	4,800,814
雑損失	350	0	3,831,771	3,832,121	0	3,832,121
経常費用計	85,811,587	1,038,837	8,510,105	95,360,529	1,278,808	96,639,337
当期経常増減額	△61,780,908	95,163	25,248,702	△36,437,043	△1,271,248	△37,708,291
2．経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
固定資産除却損	0	0	5,002	5,002	0	5,002
経常外費用計	0	0	5,002	5,002	0	5,002
当期経常外増減額	0	0	△　5,002	△　5,002	0	△　5,002
当期一般正味財産増減額	△61,780,908	95,163	25,243,700	△36,442,045	△1,271,248	△37,713,293
一般正味財産期首残高	△475,902,439	3,289,830	1,208,415,900	735,803,291	△67,045,910	668,757,381
一般正味財産期末残高	△537,683,347	3,384,993	1,233,659,600	699,361,246	△68,317,158	631,044,088
Ⅱ　指定正味財産増減の部						
受取寄付金	0	0	40,000,000	40,000,000	0	40,000,000
一般正味財産への振替額	0	0	△2,357,933	△2,357,933	0	△2,357,933
当期指定正味財産増減額	0	0	37,642,067	37,642,067	0	37,642,067
指定正味財産期首残高	37,215,000	0	3,994,335,646	4,031,550,646	0	4,031,550,646
指定正味財産期末残高	37,215,000	0	4,031,977,713	4,069,192,713	0	4,069,192,713
Ⅲ　正味財産期末残高	△500,468,347	3,384,993	5,265,637,313	4,768,553,959	△68,317,158	4,700,236,801

財産目録

令和 5年 3月31日現在

（単位：円）

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
（流動資産）				
	現金	原美術館ＡＲＣ手元保管	運転資金として管理されている	364,536
	預金	当座預金 三菱ＵＦＪ銀行京橋支店	運転資金として管理されている預金	167,368 167,368
		普通預金 三菱ＵＦＪ銀行京橋支店 三井住友銀行丸ノ内支店 群馬銀行伊香保出張所	運転資金として管理されている預金	13,220,004 8,520,068 2,713,302 1,986,634
	未収会費	インターネット会員申込	メンバーシップ会費	75,000
	未収入金	クレジットチケット売上	入館料	609,250
	前払費用	日本美術著作権協会他	次期展覧会事業費	264,580
	未収還付消費税	品川税務署	消費税及び地方消費税還付金確定額	815,400
流動資産合計				15,516,138
（固定資産）				
基本財産				
	美術品	絵画259点 版画169点 写真131点 工芸62点 彫刻44点 映像23点 書跡27点 ビデオ54点 その他76点	公目的保有財産、展覧会事業の使用に供している	1,264,920,666
	定期預金	三菱ＵＦＪ銀行京橋支店	基本財産として管理されている預金	10,281,860
	貸付債権	日本土地山林株式会社	基本財産として管理されている債権	3,050,000,000
	不可欠特定財産美術品	絵画52点 彫刻6点 工芸1点 書跡1点 その他3点	公目的保有財産、展覧会事業の使用に供している	328,181,163
特定資産				
	作品修復費用引当預金 普通預金	三菱ＵＦＪ-京橋	特定資産として管理されている預金	37,642,129
その他固定資産				
	什器備品	ロードサイン等	公目的保有財産、展覧会事業の使用に供している	1,132,923
	機械装置	太陽光発電設備他	公目的保有財産である	2
	ソフトウエア	ＰＣＡ会計ソフト	公目的保有財産、美術館運営上必要な財産である	398,060
	電話加入権	電話加入権	公目的保有財産、美術館運営上必要な資産である	217,900
	敷金	財団事務所賃借に伴う敷金	公目的保有財産、財団運営上必要な資産である	700,000
固定資産合計				4,693,474,703
資産合計				4,708,990,841
（流動負債）				
	未払金	電気料金等	展覧会事業に供する費用の未払	6,765,206
	預り金	従業員	源泉所得税、住民税	787,519
	未払費用	従業員	社会保保険料等、期末経過費用	1,201,315
流動負債合計				8,754,040
負債合計				8,754,040
正味財産				4,700,236,801

令 和 5 年 度 事 業 計 画 書

令 和　5 年　4 月　1 日から
令 和　6 年　3 月 31 日まで

公益財団法人アルカンシエール美術財団

令和 5 年度事業計画

I. 美術に関する展覧会、講演会等各種イベントの開催

(A)展覧会

1. コレクション展「青空は、太陽の反対側にある:原美術館／原六郎コレクション」

会期　第 1 期(春夏季) 2023 年 3 月 24 日―9 月 3 日　＊2022 年度より継続

＊古美術展示替え:東京国立博物館寄託作品 2 点は 4 月 27 日、他作品は 6 月 29 日を予定

第 2 期(秋冬季) 2023 年 9 月 9 日―2024 年 1 月 8 日

＊古美術展示替え:11 月 9 日予定

開催日数　第 1 期:147 日、第 2 期:108 日　計:255 日

会場　原美術館 ARC(展示室:現代美術ギャラリーA、B、C および特別展示室・觀海庵)

内容

今年も作品制作や鑑賞のあり方の一端を表す言葉を当館の豊かな自然環境に求め、「青空は、太陽の反対側にある」と題し、「原美術館コレクション」(現代美術)と「原六郎コレクション」(東洋古美術)を春夏季と秋冬季の 2 期に分け展観する。

雲ひとつない晴れた日に原美術館 ARC を訪れて最初に目にするもの――それは大きな青空だ。青空と山々の深緑や紅葉、そして青空と端正な黒色の磯崎新建築とのコントラストは、恐らくここでしか見ることのできない感動の光景。しかしよく見ると、青空の青さにはわずかに濃淡がある。輝く太陽の周りは少し白っぽく、太陽から離れるにつれ青さが増してゆく。思い描く理想の青い空は太陽の反対側にある。

本展では、「青空は、太陽の反対側にある」をキーフレーズに、自身の理想を求めて当時の美術的・社会的動向に背を向けた荒川修作や久保田成子、ギルバート&ジョージやヨーゼフ ボイスなど、国内外の作家の表現を展観する。

現代美術ギャラリーA、B、C では、常識や慣習、既存の価値観に抗うことで、または視点を変えることで 独自の地平を切り開く作家や、声高ではなくとも社会や美術の潮流に疑問を呈する作家、そして自身の心に深く潜ることで新たな表現を浮上させる作家の作品を展示する。

一方、特別展示室 觀海庵には、鎖国の江戸期に西洋絵画や科学に傾倒した司馬江漢や、「朦朧体」と揶揄されながらも墨線を否定し、独自の表現を切り開いた横山大観の作品を展示。また、通常は東京国立博物館に寄託している原六郎コレクション、『青磁下蕪花瓶』(国宝)と『青磁袴腰香炉』が里帰りする(3 月 24 日～4 月 26 日)。両作品とも爽やかな青空色が美しい名品である。さらに、「光悦本」と呼ばれる希少な古活字本である『謡本』を帖を替えながら通年展示。記録に残る限りでは、『青磁袴腰香炉』は明治 45 年に東京帝室博物館(現 東京国立博物館)開催の特別展覧会「和漢青磁器」展以来の一般公開、『謡本』は初公開となる。

輝く太陽にあえて背を向け、順光に映し出される鮮やかな青空と原美術館 ARC を堪能していただく機会とする。

出品作家(予定)
第 1 期(春夏季)現代美術:艾未未、安藤正子、イェルク インメンドルフ、河原温、リー キット、ギルバート& ジョージ、スラシ クソンウォン、佐藤時啓、須田悦弘、ルフィーノ タマヨ、ジャン デュビュッフェ、奈良美智、ゲオルク バゼリッツ、A. R. ペンク、ヨーゼフ ボイス、張洹、やなぎみわ、ジム ランビー、ロイ リキ テンシュタイン、ジャン=ピエール レイノーなど
古美術:『青磁下蕪花瓶』(国宝)、『青磁袴腰香炉』、『青磁水注花入』、『光悦謡本』、狩野派『花鳥図屏風』、『紫陽花蒔 絵重箱』など
第 2 期(秋冬季)現代美術:カレル アペル、荒川修作、アルマン、アルマンド、アンディ ウォーホル、クレス オルデンバーグ、工藤哲巳、久保田成子、クリスト、ヴィレム デ クーニング、篠原有司男、セザール、アントニ タピエス、蜷川実花、エルネスト ネト、森村泰昌、ロバート メイプルソープ、マーク ロスコなど
古美術:司馬江漢『冨嶽図』、横山大観『海辺曙色図』、『光悦謡本』、本阿弥光悦『蝶下絵和歌巻(古今和歌集春歌上)』など

2. コレクション展「日本のまんなかでアートを叫ぶ」(予定、仮題)

会期 2024 年 3 月 16 日―3 月 31 日(予定) ＊2024 年度へ継続
会場 原美術館 ARC(展示室:現代美術ギャラリーA、B、C および特別展示室・観海庵)

内容
原美術館 ARC として始動後 3 年間は、作品制作や鑑賞のあり方の一端を表す言葉およびテーマを当館の豊かな自然環境に求めたコレクション展を開催してきたが、4 年目となる 2024 年には、当館の所在地、渋川市が日本の中心(日本の主要四島で最北端の北海道宗谷岬と最南端の鹿児島県佐多岬を結んだ中心に位置する)ことから発想し、中心とは何かを問い、様々な中心と周縁との関係を考察する展覧会を開催する。出品作品は当館コレクション作品を中心に、一部個人コレクターから受託している作品等も加える。

出品作家(予定)
現代美術:草間彌生、鬼頭健吾など
古美術:狩野派など

(B)講演会等各種イベント
1. トークイベント:一般およびメンバーシップ会員を対象とした、古美術専門家、所蔵作家、館長、担当学芸員によるトークイベント
 ①浦上満氏による「青磁との出会い―見る・持つ・語る」(仮題)(4 月 9 日開催予定)
 ②井上文太氏によるレクチャー(SHOP@CAFE に合わせ秋に開催予定)
2. ワークショップ:
 ①所蔵作家によるワークショップ
 ②「アートうちわを作ろう」(初夏に開催予定)

3. コンサート:一般およびメンバーシップ会員を対象とした演奏会
4. バスツアーⅠ:一般およびメンバーシップ会員を対象とした東京・高崎発着のバスツアー(4 月と秋に実施予定)
5. バスツアーⅡ:
①「美術を学ぶ学生のためのバスツアー」(新宿発着、4月9日予定)
② 同上 (県内発着、秋に予定)
③「留学生のためのバスツアー:グローバルアートツアー」(県内発着、秋に予定)
6.アートインタウン:メンバーシップ会員を対象とした訪問型イベント

Ⅱ. 現代美術に関する国際交流
(A)当館への招聘　　予定なし
(B)海外派遣　　予定なし

Ⅲ. メンバーシップに関する活動
美術館を精神的、経済的に支援していただく目的で運営されるメンバーシッププログラムは、法人賛助会員、個人賛助会員、フレンズ(一般会員)の皆様に、様々な特典をご用意している。令和 5 年度からは、感染症予防のため中断していた、原美術館 ARC におけるレセプションや対面式のガイド等も、状況に応じて徐々に再開する予定である。また、入館料の改定に伴い4月より、フレンズ(一般会員)会費、特典等について見直しを行う。新たな特典として、以前より好評を博している開架式収蔵庫ツアーを、メンバー向けに月 1 回程度・予約制で開催する。通常は非公開の開架式収蔵庫を特別に見学できるほか、開催月によってはギャラリーガイドや屋外作品の解説も含めるといった形で内容を替え、様々な角度から当館ならびにコレクションへの理解を深める一助となる内容とする。このほか、館外でのアート体験を提供する訪問型のイベント「アートインタウン」などの開催も予定している。群馬県内ならびに首都圏在住のメンバー、どちらにも魅力ある特典を提供し、更なる支援者を得ることを目指す。

Ⅳ. 所蔵作品の貸し出し
信頼できる他館からの貸し出し要請に対し、当館での展示予定や作品のコンデションなど考慮したうえで、可能な限り対応する。

Ⅴ. 所蔵作品の画像の貸し出し
作家のレゾネや図工・美術の教科書、副読本や装丁本、あるいは研究者の論文等、要請に応 じて画像の貸し出しを行う。

Ⅵ. 美術に関する情報の収集と発信
原美術館 ARC 公式ホームページ、ツイッターやインスタグラムを活用し、より端的かつ速やかなる情報の発信を目指す。同時に、引き続き国内外の美術情報を収集し、その整理に努め、レファレンスにも迅速に対応してゆき、美術館としての使命を果たす。

Ⅶ. 美術作家に対する援助
芸術活動推進の為の種々の便宜供与を提供する。

Ⅷ. ラーニングプログラムに関する活動
事例の調査収集に努め、また、学校現場との連携や、自治体、青少年団体、企業団体等からの要請を 受け、広い世代を対象とする生涯教育を目的とした各種ラーニングプログラムの充実強化を図る。

Ⅸ. 作品修復・保存
＜現代美術＞
イブ クライン「青いスポンジ」1960 年
＜古美術＞
令和3年度に原家より受贈した作品 111 点中 18 点について、修復計画に基づき適宜修復を開始する。

Ⅹ. 作品の移設
品川（原美術館）に設置されていた下記作品 2 点を原美術館 ARC 内に移設する。
　屋外作品：李 禹煥作「関係項」1991 年
　屋内常設作品：ジャン＝ピエール レイノー「ゼロの空間」1981 年

令和5年度　収支(正味財産増減)予算書

令 和　5 年　4 月　1 日から
令 和　6 年　3 月 31 日まで

公益財団法人アルカンシエール美術財団

収支（正味財産増減）予算書

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

（単位：円）

科　　目	予算額	前年度予算額	増　減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
1．経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	30,500,000	30,500,000	0
会費収入	4,911,000	4,525,000	386,000
美術館入館料収入	30,250,000	21,285,000	8,965,000
講演会収入	1,100,000	450,000	650,000
資料販売収入	200,000	500,000	△ 300,000
寄付金収入	28,100,000	100,000	28,000,000
助成金収入	1,000,000	1,000,000	0
雑収益	130,000	0	130,000
経常収益計	96,191,000	58,360,000	37,831,000
(2) 経常費用			
美術館事業費	105,591,000	78,294,000	27,297,000
アートイン事業費	9,143,000	4,000,000	5,143,000
メンバーシップ事業費	1,779,000	2,255,000	△ 476,000
講演会事業費	2,000,000	1,370,000	630,000
管理費	1,196,000	850,000	346,000
減価償却費	372,000	4,791,000	△ 4,419,000
経常費用計	120,081,000	91,560,000	28,521,000
当期経常増減額	△ 23,890,000	△ 33,200,000	9,310,000
2．経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 23,890,000	△ 33,200,000	9,310,000
一般正味財産期首残高	644,838,862	683,372,572	△ 38,533,710
一般正味財産期末残高	620,948,862	650,172,572	△ 29,223,710
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
受取寄付金	10,000,000	0	10,000,000
一般正味財産への振替額	△ 22,000,000	0	△ 22,000,000
当期指定正味財産増減額	△ 12,000,000	0	△ 12,000,000
指定正味財産期首残高	4,069,192,713	4,031,550,646	37,642,067
指定正味財産期末残高	4,057,192,713	4,031,550,646	25,642,067
Ⅲ　正味財産期末残高	4,678,141,575	4,681,723,218	△ 3,581,643

収支（正味財産増減）予算書内訳表

令和 5年 4月 1日から令和 6年 3月31日まで

（単位：円）

科　　目	公益目的事業会計				法人会計	合計
	展覧会事業	講演会事業	共通事業	小計	法人会計	
Ⅰ　一般正味財産増減の部						
１．経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用益	0	0	30,500,000	30,500,000	0	30,500,000
会費収入	4,911,000	0	0	4,911,000	0	4,911,000
美術館入館料収入	30,250,000	0	0	30,250,000	0	30,250,000
講演会収入	0	1,100,000	0	1,100,000	0	1,100,000
資料販売収入	200,000	0	0	200,000	0	200,000
寄付金収入	0	0	28,100,000	28,100,000	0	28,100,000
助成金収入	0	1,000,000	0	1,000,000	0	1,000,000
雑収益	130,000	0	0	130,000	0	130,000
経常収益計	35,491,000	2,100,000	58,600,000	96,191,000	0	96,191,000
(2) 経常費用						
美術館事業費	105,591,000	0	0	105,591,000	0	105,591,000
アートイン事業費	9,143,000	0	0	9,143,000	0	9,143,000
メンバーシップ事業費	1,779,000	0	0	1,779,000	0	1,779,000
講演会事業費	0	2,000,000	0	2,000,000	0	2,000,000
管理費	0	0	0	0	1,196,000	1,196,000
減価償却費	0	0	250,000	250,000	122,000	372,000
経常費用計	116,513,000	2,000,000	250,000	118,763,000	1,318,000	120,081,000
評価損益等調整前当期経常	△ 81,022,000	100,000	58,350,000	△ 22,572,000	△ 1,318,000	△ 23,890,000
評価損益等計	0	0	0	0	0	0
当期経常増減額	△ 81,022,000	100,000	58,350,000	△ 22,572,000	△ 1,318,000	△ 23,890,000
２．経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	0
他会計振替前当期一般正味	△ 81,022,000	100,000	58,350,000	△ 22,572,000	△ 1,318,000	△ 23,890,000
当期一般正味財産増減額	△ 81,022,000	100,000	58,350,000	△ 22,572,000	△ 1,318,000	△ 23,890,000
一般正味財産期首残高	0	0	644,838,862	644,838,862	0	644,838,862
一般正味財産期末残高	△ 81,022,000	100,000	703,188,862	622,266,862	△ 1,318,000	620,948,862
Ⅱ　指定正味財産増減の部						
受取寄付金	0	0	10,000,000	10,000,000	0	10,000,000
一般正味財産への振替額	0	0	△ 22,000,000	△ 22,000,000	0	△ 22,000,000
当期指定正味財産増減額	0	0	△ 12,000,000	△ 12,000,000	0	△ 12,000,000
指定正味財産期首残高	0	0	4,069,192,713	4,069,192,713	0	4,069,192,713
指定正味財産期末残高	0	0	4,057,192,713	4,057,192,713	0	4,057,192,713
Ⅲ　正味財産期末残高	△ 81,022,000	100,000	4,760,381,575	4,679,459,575	△ 1,318,000	4,678,141,575

役　員　等　報　酬　規　程

（目的）

第１条　この規程は、公益社団法人及び公益財団法人に認定に関する法律（平成１８年法律第１９号）第５条第１３号及び定款第２０条第１項並びに定款第３７条１項の規程に基づき、公益財団法人アルカンシェール美術財団の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

（報酬の種類及び通勤手当）

第２条　役員等の報酬は、定款の規定に基づき支給しない。ただし、定款を変更し、役員等に報酬を支給する場合は、以下の条項に従い支給することが出来る。

２　役員等に報酬を支給する場合には、本規程に基づき、本給及び通勤手当を支給することができる。

（報酬の支払方法）

第３条　役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

２　役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（報酬の支給日）

第４条　役員等の報酬は、その月の月額の金額を毎月２５日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、前日に支給する。

（報酬の決定基準）

第５条　役員等の報酬は、原則支給しない。ただし、役員等の報酬を支給する場合は、以下の方法により支給することが出来る。

２　理事の報酬は、定款を変更のうえ、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

３　監事の報酬は、定款を変更のうえ、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、監事の協議によって決定する。

４　評議員の報酬は、定款に定められた総額の範囲内において、具体的な支給額は評議員会で決定するものとする。

（通勤手当）

第６条　通勤手当を支給する場合には、人事制度運用規程第２４条に規定する通勤手当の支給要件に該当する者の例に準じて支給する。

（特別手当）

第７条　特別手当（賞与、業績給）は、支給しない。

（日割計算）

第８条　新たに役員等になった者には、その日から、役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

２　役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

３　日割の報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として出勤した日数を日割りによって計算する。

（端数の処理）

第９条　この規程により計算した金額に１円未満の端数を生じたときは、これを１円に切り上げて支給するものとする。

（補則）

第１０条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この規程は、公益財団法人アルカンシェール美術財団の設立登記のあった日から施行する。

平成30年 6月 30日

公益財団法人アルカンシエール美術財団

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

当法人は、国家公務員法等の規定に関し、国家公務員であった者が法人の役員として再就職する場合に政府に届出をおこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある法人」に該当しませんので、その旨公表いたします。

[本件連絡先]
電　話：03-5423-1603（直通）
ＦＡＸ：03-5423-1610
電子メール：info@haramuseum.or.jp

（参考）国家公務員法等の規定
〇国家公務員法（昭和22 年法律第120 号）第106 条の24 第1 項第4 号
〇独立行政法人通則法（平成11 年法律第103 号）第54 号の2 第1 項において準用する国家公務員法第106 号の24 第1 項第4号
〇職員の退職管理に関する政令（平成20 年政令第389 号）第32条
〇特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成20 年政令第390 号）第18条
〇職員の退職管理に関する内閣官房令（平成20 年内閣府令第83 号）第9条
〇特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成20 年内閣府令第84 号）第8条